

ICタグ貼付及びエンコード業務仕様書

1 業務の概要

本業務は、昭島市民図書館が所蔵する図書資料及びCD等視聴覚資料へのICタグの貼付、資料管理に必要な情報のICタグへの書き込み（以下「エンコード」という。）、及びその他必要な作業を行うものである。

2 ICタグ仕様

ICタグは過去3年以内に日本国内の地方公共団体（都道府県又は市区に限る）が設置した中央図書館に相当する公共図書館又は大学図書館への納入実績があるICタグであり、その公共図書館又は大学図書館が導入している図書館情報システムにおいて稼動実績のあるICタグであること。

(1) 準拠規格

ISO/IEC18000-6 Type C

(2) 通信周波数帯

920MHz帯

(3) ICチップ種別

Imbinj社製Monza4またはこれより後継のもの。

(4) 容量

128bits以上

(5) データ保持期間

50年以上

(6) データ書き込み回数

10万回以上

(7) 構造

① 積層対応であること

② ソフトカバーの柔らかい表紙の図書にも貼付できるよう曲げに強いエッチング構造であること。

(8) 動作可能温度

-10℃～+50℃程度

(8) サイズ

① 図書用タグ：長辺80mm以上105mm以下、短編5mm以上28mm以下

② 視聴覚資料用盤面タグ：直径56mm程度

(9) 耐腐食性

ICチップ部及びアンテナ部がタグ面の上下両方向から防水素材で覆

われ、大気や水分に直接触れない耐腐食性を有する構造であること。

(10) 耐衝撃性

図書返却ポストへの返却時の衝撃や摩擦を受けてもデータの読み取り、書き込みに支障をきたさない耐衝撃性を有する構造であること。

(11) 性能要件

① 図書に貼付された I C タグ同士の間隔が 5 mm 程度であっても、資料の背と地をそろえた状態（I C タグの貼付位置が揃った状態）で 30 冊を積層して読み取り可能であること。

② 複数メーカーの I C タグ関連機器（I C タグ対応セキュリティゲート、自動貸出機、自動返却機、カウンター用リーダライタ、蔵書点検用ハンディターミナルなど）で動作実績を有していること。

(12) その他

① 本業務完了後、5 年以上継続的に入手可能な I C タグであること、または、入手不可能になった場合、後継型番品の I C タグにより同等の性能が提供され、既存タグの性能を阻害することなく混在運用ができること。

② 公共図書館・大学図書館等での稼動実績を有するタグであること。

③ 複数メーカーの I C タグ関連機器（I C タグ対応セキュリティゲート、自動貸出機、自動返却機、カウンター用リーダライタ、予約棚等）で動作実績を有していること。

④ 貼付済の I C タグ及び納品した未貼付（未使用）の I C タグが正常に機能するものであることを、本業務終了から 10 年間保証するものとする。この期間内に正常に機能しないことが判明した I C タグは、正常に機能するものに無償で交換すること。ただし、人為的要因による不具合は保証の対象外とする。

3 I C タグの貼付及びエンコード作業

(1) 作業内容

① 事前準備

ア 指定管理者は、本業務を円滑に進めるため、作業開始前に教育委員会と協議の上で、「I C タグ貼付作業マニュアル」を作成し提出すること。

イ 提出後これらの内容に変更が必要となった際には、その都度教育委員会と協議し、承認を得た上で変更を行うこと。

② エンコード作業

ア 次期図書館情報システム選定後に定める「I C タグエンコード仕

様書」に基づき、I Cタグにデータを書き込むエンコード作業を行う。

イ エンコード作業に必要な、備品、消耗品及び新図書館における次期図書館情報システムが稼動するまでの間におけるソフトウェア、エンコード用機器は指定管理者が用意をすること。

ウ エンコードに仕様する機器に免許登録等が必要な場合は、作業開始前に手続を完了し、適法に作業ができるように準備をしておくこと。また、機器変更等の理由で変更登録等が必要な場合は、当該登録等が完了するまで作業を中止し、登録完了後に作業を再開すること。

エ 新図書館における次期図書館情報システム稼動までの間使用するエンコード用機器及びソフトウェアは、図書館情報システムに接続せずにオフラインモードで使用可能なこと。

③ I Cタグの貼付

ア 「作成したI Cタグ貼付作業マニュアル」に従い資料の指定した位置にI Cタグを貼付すること。

イ 貼付作業に必要な機器、備品及び消耗品等は、指定管理者が用意すること。

④ データチェック

貼付作業終了後、エンコードした情報が正常に読取れることを確認すること。

4 その他

本仕様書に記載がない事項又は疑義が生じた場合は、教育委員会と協議の上決定するものとする。